

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第3号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和35年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許証の<u>訂正申請</u>)</p> <p>第11条 省令第8条の免許証の<u>訂正の申請</u>は、別に定める様式によるクリーニング師免許証訂正申請書によらなければならない。</p>	<p>(免許証の<u>訂正の申請</u>)</p> <p>第11条 省令第8条第2項の<u>申請書</u>は、別に定める様式によるクリーニング師免許証訂正申請書によらなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。